

文部科学省

番号	制度名
文部科学省	
文科01	2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置

点検結果表

(行政機関名：文部科学省)

制度名	2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	■新設 □拡充 □延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（大会の円滑な準備及び運営）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>① 達成すべき水準を定量的に示すことは難しいが、大会の主催者（RWCL）と大会組織委員会とで合意した大会収支予算案における全体収入及び支出の総額（445.2億円）が、大会終了時に予算案と差異がなければ、大会を計画どおりに実施できたと評価することができるため、達成すべき水準といえる。 また、目標達成時期については、大会終了後、収支決算が確定する予定である平成32年3月となる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>① 適用額については、RWC関係者が日本で受け取る所得として、想定している額は以下のとおりである。 ・平成29～31年度：スポンサー収入（90億円）、放映権料（37.8億円）、グッズ販売等収入（13.5億円）、 ・平成31年度：大会保証料（144億円）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（平成29年度から31年度までの法人税）について、算定に誤りがある。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>① 指摘のとおり、計算式に誤りがあった。 285億円×（法人税23.4%+地方法税2.41%）=73億円 【29年度】47億円×（法人税23.4%+地方法税2.41%）=12億円 【30年度】47億円×（法人税23.4%+地方法税2.41%）=12億円 【31年度】191億円×（法人税23.2%+×地方法税2.39%）=49億円</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果（平成31年度）が予測されていない。 ② 将来の効果について、平成29年度から31年度までにおける経済効果見込額4,179億円等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>① 将来の効果については、経済波及効果見込額に加えて、需要増加見込み額を記載している。 ② 租税特別措置等の直接的な効果については、RWC関係者の商業的権利の対価による収入等にかかる税制上（法人税・法人住民税・法人事業税）の配慮により、関係者による大会の準備及び運営にかかる活動が活発化するため、大会組織委員会の活動人員を減じた対応が可能となる。具体的には、活動のために来日する人員の数が予定数（19名）から増加することが予測され、大会終了後に関係者の来日者数とそれに伴い、大会組織委員会関係職員の雇用数の減について検証することができる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>① ⑥将来の減収額及び⑧将来の効果の課題については、⑥及び⑧の補足説明で解消している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑩将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目①、④、⑧及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【文部科学省の補足説明】欄には、文部科学省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置
2	対象税目	(法人税:義)(国税4) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税3) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 RWCL(ラグビーワールドカップ・リミテッド:WR(ワールドラグビー)ラグビーワールドカップ大会の運営を委託されている子会社)からの要望を踏まえ、2019年ラグビーワールドカップ大会(RWC2019)のために来日する大会関係者を対象とし、本国での課税を原則とし、大会関連の活動により生じた国内源泉所得について法人税等を非課税とする。 《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第42条の11、第68条の15 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第4号、第72条の23第1項
4	担当当局	スポーツ庁国際課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成29年度～31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	3年間(平成29年度～31年度)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 RWC2019の円滑な準備及び運営を支援するため、海外からのRWC2019大会関係者の受入れ等に関して、税制面で必要な措置を講じ、RWC2019の開催に際して、大会に参加する選手及び大会をサポートする全てのスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整える。 なお、RWCLと公益財団法人日本ラグビーフットボール協会(JRFU)とのRWC2019開催に関する契約書(HUA)において、ラグビーワールドカップ(RWC)関連者の商業的権利の対価による収入(コマーシャルライツ収入)等について、税制上(法人税・法人住民税・法人事業税)の配慮を講ずるために最善の努力を尽くす義務が課せられている。(JRFUは、HUA上で求められている債務の履行の大部分について、公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会に委託している。) 《政策目的の根拠》 ○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法(抄) (趣旨) 第一条 この法律は、平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会(以下「ラグビーワールドカップ大会」という。))が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であること並びにラグビーワールドカップ大会の準備及び運営がその翌年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることに鑑み、ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため、寄附金付郵便はが

		き等の発行の特例等の特別の措置を講ずるものとする。 ○スポーツ基本法(抄) (スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進) 第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。 ○スポーツ基本計画(抄) 政策目標 「国や独立行政法人、地方公共団体、スポーツ団体等関係機構が連携し、国際競技大会等の積極的な招致及び円滑な開催を支援する」
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標1 RWCは、夏季オリンピック・パラリンピック、サッカーワールドカップに次ぐ、世界3番目の規模のスポーツイベントと言われている国際競技大会であり、RWC2019の円滑な開催は、我が国のスポーツ人口の拡大や国際スポーツ界におけるプレゼンスの向上、関連消費の拡大など、多大な社会的効果を生じる高い公共性を有していることからスポーツ振興の観点から極めて重要である。一方で、RWC2019の開催に際しては、RWCLをはじめとする大会関係者の他、選手、放送関係者等、世界各地の法人・個人の関与・来訪が予想される。非住居者・外国法人が我が国の国内源泉所得を有する場合には、所得の性質とPEの態様により、我が国で法人税等を課税されることが有り得る。なお、我が国は、スポーツ基本法(平成23年8月24日施行)に基づき、平成24年に策定した「スポーツ基本計画」において、国は、中央競技団体等と連携し、大規模な国際競技大会の招致や、我が国で予定されている国際競技大会等の円滑な開催に向けて、海外への情報発信や社会的気運の醸成、海外からのスポーツ関係者の受入れ等に必要な措置等の支援を行う方針を明確にしている。2020東京オリパラ大会と同様にRWC2019において、税制面で大会関係者等の受入れに必要な措置を講ずることは、スポーツ基本計画の趣旨に合致するものであり、従来からの我が国のスポーツ振興政策の方針に沿った措置である。
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○RWC2019の円滑な準備及び運営の実現 ○大規模かつ国家的に重要なスポーツ競技会であるラグビーワールドカップ2019大会の円滑な準備及び運営を行うこと。 ○今回の要望の中心にあるRWCLは登記地であるアイルランド共和国においても「運動又はアマチュアの競技会又はスポーツの推進を唯一の目的とする組織又は人」として認定され、租税の免除を受けている。また、RWCLの場合、商業的収入を含むワールドカップからの収入が全世界におけるラグビーの発展に不可欠な財源として免除を受けている。これは我が国の公益法人に対する税の優遇措置と類似する制度といえる。今回要望している租税特別措置により、アイルランド共和国で公益性を理由に免税されている法人に対し、我が国でも免税が可能となり、我が国の公益法人に対する制度とも、アイルランドの優遇制度とも整合的な対応が取れる。

		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与 ¹⁾ 》 RWC2019 の開催に際して、大会に参加する選手及び大会をサポートする全てのスタッフ等が最高のパフォーマンスを發揮できる。
9	有効性等	① 適用数等 ○適用件数及び適用額 (単位:件、億円)
		② 減収額 ○減収額 (単位:件、億円)

年度	平成 29	30	31
適用件数	1	1	1
適用額	47	47	191

年度	平成 29	30	31
法人税	12	12	49
法人住民税	0.8	0.8	3
法人事業税	4.5	4.5	18

	③ 効果・税収減是認効果	《効果》 ○達成目標の実現状況 (単位:件、億円)
		○租税特別措置等による効果 (単位:億円)
		《税収減を是認するような効果の有無》
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③ 地方公共団体が協力する相当性
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

年度	平成 29	30	31
適用件数	1	1	1
適用額	47	47	191

(注)29年度から31年度については目標値

年度	29	30	31
経済効果見込額	4,179		
内、需要増加見込額	1,869		

平成 21 年の開議了解資料や「平成 31 年ラグビーワールドカップ大会特別措置法」に見るように、本大会は国家的に重要なスポーツ競技会と位置付けられ、開議了承の下に招致をした経緯がある。これらを背景に本大会の円滑な準備・運営のため、租税特別措置を要望するもの。

HUAでは、ラグビーワールドカップ(RWC)関連者の商業的権利の対価による収入(コマーシャルライツ収入)等について、税制上(法人税・法人住民税・法人事業税)の配慮を講ずるために最善の努力を尽くす義務が課せられている。他の支援との関係では、国費、開催都市分担金、JSC助成金、宝くじ協賛金、民間資金等が行われる予定。一方、国全体で4,200億円の経済効果が見込まれている。その効果は、全国12会場の開催都市と、その周辺地域及びキャンプ地が享受するものである。(※その一方、地方の負担は開催都市分担金の39億円(予定)のみ)

RWC2019の開催を返して、国全体で4,200億円の経済効果が見込まれている。その経済効果の裨益は、全国各地に散らばる12試合会場都市及びその周辺地域並びにキャンプ地において享受されるものであるため、受益者負担の観点からRWC2019に関連したに経済効果が行われる地方公共団体に協力を頂くことが妥当。

(別紙1)

適用数等及び減収額の算定根拠

【パターン①】3カ年 まとめて記載

○平成 29 から 31 年度まで

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	1 件		
② 適用額	285 億円	RWC 関連者日本で PE を有すると認定され、日本企業及び(公財)ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会から得る所得の全てが PE 帰属所得と認定されたとの仮定に基づく試算。	
③ 減収額	96 億円	73 億円+5 億円+27 億円-9 億円	④ + ⑤ + ⑥ - 調整額(※)
⑤ 法人税	73 億円	285 億円×(法人税 23.4%×地方法税 2.41%)	②×税率
⑥ 法人住民税	5 億円	67 億円×7%	②×法人税率×税率
⑦ 法人事業税	27 億円		⑦
⑦ 所得割	27 億円	285 億円×9.6%	②×税率
⑧ 地方法人特別税	0		該当無

※内訳を表面税率で計算し、合計欄にて平成 29 年 4 月 1 日以降適用の実効税率(33.8%)に調整

【パターン②】3カ年 年度別

○平成 29 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	1 件		
② 適用額	47 億円	RWC 関連者日本で PE を有すると認定され、日本企業及び(公財)ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会から得る所得の全てが PE 帰属所得と認定されたとの仮定に基づく試算。	
③ 減収額	16 億円	12 億円+0.8 億円+4.5 億円-1.3 億円	④ + ⑤ + ⑥ - 調整額(※)
④ 法人税	12 億円	47 億円×(法人税 23.4%×地方法税 2.41%)	②×税率
⑤ 法人住民税	0.8 億円	11 億円×7%	②×法人税率×税率
⑥ 法人事業税	4.5 億円	4.5 億円	⑦
⑦ 所得割	4.5 億円	47 億円×9.6%	②×税率
⑧ 地方法人特別税	0 億円		該当無

※内訳を表面税率で計算し、合計欄にて平成 29 年 4 月 1 日以降適用の実効税率(33.8%)に調整

○平成 30 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	1 件		
② 適用額	47 億円	RWC 関連者日本で PE を有すると認定され、日本企業及び(公財)ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会から得る所得の全てが PE 帰属所得と認定されたとの仮定に基づく試算。	
③ 減収額	16 億円	12 億円+0.8 億円+4.5 億円-1.3 億円	④ + ⑤ + ⑥ - 調整額(※)
④ 法人税	12 億円	47 億円×(法人税 23.2%×地方法税 2.39%)	②×税率
⑤ 法人住民税	0.8 億円	11 億円×7%	②×法人税率×税率
⑥ 法人事業税	4.5 億円	4.5 億円	⑦
⑦ 所得割	4.5 億円	47 億円×9.6%	②×税率
⑧ 地方法人特別税	0 億円		該当無

※内訳を表面税率で計算し、合計欄にて平成 30 年 4 月 1 日以降適用の実効税率(33.6%)に調整

○平成 31 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	1 件		
② 適用額	191 億円	RWC 関連者日本で PE を有すると認定され、日本企業及び(公財)ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会から得る所得の全てが PE 帰属所得と認定されたとの仮定に基づく試算。	
③ 減収額	64 億円	49 億円+3 億円+18 億円-6 億円	④ + ⑤ + ⑥ - 調整額(※)
④ 法人税	49 億円	191 億円×(法人税 23.2%×地方法税 2.39%)	②×税率
⑤ 法人住民税	3 億円	44 億円×7%	②×法人税率×税率
⑥ 法人事業税	18 億円	18 億円	⑦
⑦ 所得割	18 億円	191 億円×9.6%	②×税率
⑧ 地方法人特別税	0 億円		該当無

※内訳を表面税率で計算し、合計欄にて平成 30 年 4 月 1 日以降適用の実効税率(33.6%)に調整

(別紙 2)

租税特別措置等による効果の算定根拠

○平成 29 から 31 年度までの租税特別措置等による効果
ラグビーワールドカップ 2019 大会の日本での開催による経済効果として、民間のシンクタンクによる以下の試算が公表されている(※)。

(単位:億円)

区分	年度		
	平成 29	30	31
経済効果見込額	4,179		
内、 需要増加見込額	1,869		

※出典:「ラグビーワールドカップ 2019 日本大会による経済効果」(2015 年 9 月、EY 総合研究所株式会社)